

変わります！軽自動車税の税額



平成26年度の地方税法の一部改正により、27年度から軽自動車税の税額(※税率)が引き上げられます。また、28年度からは登録年数13年を超える車両に対し、さらに引き上げられた税額が適用されます。今月は、軽自動車税の変更点についてお知らせします。

■軽自動車税税額改定の主な内容

近年の軽四輪車は、性能や価格など、排気量が1,000CCクラスの小型自動車に匹敵するものとなりました。しかし、普通自動車と軽自動車との税負担には大きな格差があるため、今回の改定ではこれを是正し、税の負担を適正なものとし、また、環境負荷へ配慮し、グリーン化を進めるための改定も行われます。

二輪車などは、四輪車の税負担水準との均衡、道路の維持や交通管理などに係る行政サービス、受益に見合った税負担となります。

(※税率)軽自動車税では、税の金額をもって規定しますが、地方税法や市税条例では、「税率」と表記されます

【平成27年度から適用となる税額】

◆二輪車など

既存のナンバーを含む、全ての二輪車などに適用されます。

車種区分	税額		
	現行	改定後	
原動機付き自転車	50CC以下	1,000円	2,000円
	50CC超90CC以下	1,200円	2,000円
	90CC超125CC以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125CC超250CC以下)	2,400円	3,600円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
小型二輪(250CC超)	4,000円	6,000円	

市長の主な動き

8/2・3…狭山市入間川七夕まつり 8/4…広域飯能斎場組合議会定例会 8/5…埼玉西部消防組合議会定例会 8/7・20…定例庁議 8/8…埼玉県市町村総合事務組合議会定例会 8/19…彩の国さいたま人づくり広域連合議会臨時会 8/21…不老川流域対策推進協議会要望活動 8/26…定例記者会見 8/28…防衛施設周辺整備全国協議会要望活動 8/29…市議会第3回定例会 8/30…総合防災訓練

当日は、朝6時の打上花火とともに、鎮守様への必勝祈願、各分団の応援歌を歌いながら、万燈を先頭に選手団員が会場へ行進しました。午前中は児童生徒の徒競走、フィールドでの演技など、午後は青年団女子のダンス、自転車の伴走をつけてのロードレースなどがあり、最後の女子と男子のリレーは常連の花形選手を応援しようと、二重三重の人垣ができました。子どもから大人まで参加しての運動会は、地域の絆を深めるものであり、夜遅くまでの慰労会では、初めての日酔いも覚えました。翌日からは元の生活に戻り、さつまいも掘りや陸稲刈りに精を出したあの日でした。

【平成28年度から適用となる税額】

最初のナンバーの交付を受けてから13年を経過した四輪車などに対して重課税額が適用されます。28年度では、平成14年12月以前に最初のナンバーの交付を受けた車両が該当します。

車種区分			重課税額
三輪			4,600円
四輪以上	乗用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物用	自家用	6,000円
		営業用	4,500円

※動力源または内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の軽自動車と被けん引車を除く

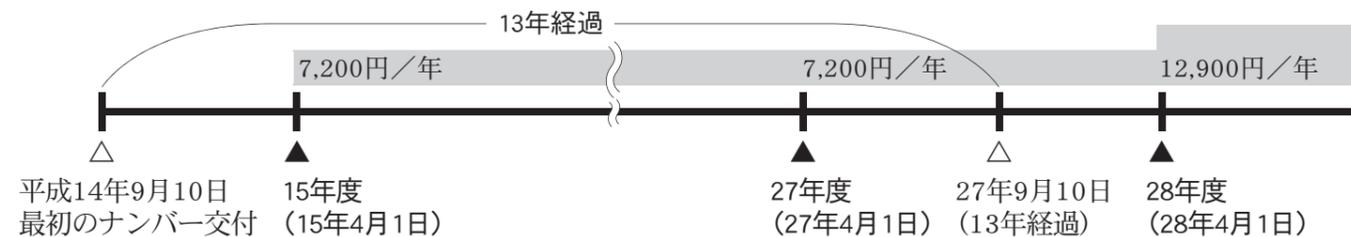


問合せ市民税課へ内線1093

- ▶平成27年度…7,200円(ナンバーの取得が27年3月以前なので、税額の変更はなし)
- ▶平成28年度…12,900円(賦課期日現在、最初のナンバーの交付から13年を超えるため、重課税額を適用)

■軽自動車税の税負担イメージ(四輪の乗用・自家用車)

平成14年9月10日に最初のナンバーの交付を受けた車両 を購入した場合の例



※軽自動車税の賦課期日は毎年4月1日です

村の運動会



狭山市長 仲川幸成 似顔絵・花倉正喜氏

市長随想

108



●広島市平和記念式典に 市内中学生が参列

8月6日(水)、広島市で開催された「広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式」に市内中学校の生徒4名が参列しました。生徒たちは式典への参列のほか、慰霊碑への献花や同級生と作った千羽鶴の献納、原爆ドームや広島平和記念資料館の見学をとおして、改めて戦争の悲惨さと平和の大切さについて認識を深めました。

生徒たちは、9月6日(土)に中央公民館で行われた「平和祈念講演会」にも参加し、式典当日の感想を発表しました。



問合せ政策企画課へ内線7133

●高齢者調査にご協力ください

市では、介護などの支援を必要とする高齢者の把握を目的として「高齢者調査」を実施しています。地域の民生委員・児童委員が、10月末までに対象世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。

なお、調査で得た情報は、ご本人を支援するためだけに用いられ、目的以外に使用することはありません。

対象▶75歳以上でひとり暮らしの方 ▶75歳以上の方だけで生活している世帯

問合せ高齢者支援課へ内線1571